

令和元年度
福岡県地方労働審議会関門港湾労働部会
(第19回)
議事録

福岡労働局

山口労働局

令和元年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

令和2年3月12日（木） 10:00～11:10

2 場所

小倉リーセントホテル「玄海」
（北九州市小倉北区大手町1-1-17）

3 出席者

(1) 委員

公益代表 渡邊部会長、疋田委員、大竹委員、萩原委員
労働者代表 法本委員、津々見委員、山田委員、富吉委員、草本委員
使用者代表 野畑委員、徳光委員、岡部委員、小谷委員、米田委員
専門委員 吉元 九州運輸局次長（代理 阿部港運課長）
辻 北九州市港湾空港局長（代理 東田港営部長）
杉田 下関市港湾局長

(2) 事務局等

福岡労働局
笹職業安定部長、凶師職業対策課長
吉田職業対策課課長補佐、鐘ヶ江雇用指導開発係主任

山口労働局
瀬田職業対策課長、岡村厚生労働事務官

4 議題

- (1) 議事録署名委員の指名について
- (2) 港湾雇用安定等計画の施行状況について
- (3) その他

令和元年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会

令和2年3月12日（木）

（鐘ヶ江雇用指導開発係主任）

定刻になりましたので、ただいまから令和元年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開会させていただきます。

私は本日議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局職業安定部職業対策課雇用指導開発係の鐘ヶ江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議におきましては、公益代表委員が4名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名、合計14名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております部会の成立要件である、委員及び臨時委員の3分の2以上の出席又は労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしましては、3名の委員のご出席をいただいているところでございます。

議事に入ります前に、当部会の運営に関しましてご説明をさせていただきます。

当部会は原則として公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴ができることとなっており、その議事録も公開の対象となっております。

そのため議事録につきましては、発言者の名前を含み福岡労働局ホームページに公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず福岡労働局職業安定部長の笹が、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

(笹職業安定部長)

福岡労働局職業安定部長の笹でございます。

本日は、みなさま大変お忙しい中、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様はじめ関係者の方々には、関門港における港湾労働行政の運営につきまして日頃から多大なるご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

現在、拡大が懸念されております新型コロナウイルス感染症につきましては、拡大防止と経済への影響の抑制に向けて、首相官邸を主導に各種対策の検討と厚生労働省内でこれらの対策の施行に係る準備が進められております。福岡労働局においても支援を必要とする事業主や労働者

に的確に届けられるよう体制を確保しているところでございます。本日の開催に当たりましては、感染の防止に向けた最大の注意を払い、できる限り短い時間で行う予定でございます。みなさまにおかれましてもご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

さて、最近の雇用失業情勢でございますが、福岡におきましては1月の有効求人倍率は1.45倍で前月に比べ0.11ポイントの下落、一方、山口におきましては同月の倍率は1.47倍で、前月に比べ0.12ポイント下落しております。

この1月の有効求人倍率の下落につきましては、4月1日から施行されます働き方改革に関する労働時間の上限規制というものが控えておりますが、1月にハローワークのシステムを改修するに当たって、求人票の記載内容の事項を若干増やしております。当然、労働行政として働き方改革に関する項目について、求人票にもしっかり明記して頂くため、その対策としてハローワークシステムの事項を増やしたものです。昨年以來、働き方改革に伴う事項について、説明会を開催して参りましたが、一部の事業所においてその履行が確保できずに、求人を出しあぐねた、そういった状況でございます。決して、経済状況が急落したというように福岡・山口ともに判断しておりませんが、現在のコロナウイルスの影響が2月の求人倍率に出ることは否めません。今後の拡大状況について

は、労働行政として注視をしていくこととしています。

関門港に関する地域別の状況をみますと、北九州地域は1.70倍、下関地域は1.64倍で、対前月、対前年同月比ではポイントとしては若干低下しておりますが、有効求人倍率としては高い水準となっているところです。求職者数が求人数をかなり下回っており、全国的にみても高い水準にあると考えております。

さて、港湾労働対策でございますが、現在は平成31年4月から施行されている「港湾雇用安定等計画」に基づき、各種対策を行っているところでございます。当該計画は、中長期的な視点から策定することが重要であることなどの理由から5か年の計画となっており、今年度はその施行の初年度でございます。

本日の関門港湾労働部会では、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、令和元年度における港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組等について事務局からご説明をさせていただく予定でございます。

関門港の現状や課題等について、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りまして、この部会を充実したものにして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほどでました新型コロナウイルス感染症に関する対策につきまして、事業主が労働者に対して一時的に休業を行い労働者の雇用維持

を図った場合に休業手当の一部を助成する「雇用調整助成金」の特例措置、及び小学校等の休校に伴い労働者に労働基準法に定める年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた場合の「小学校休業等対応助成金」について情報提供をさせていただきます。本日の部会の資料とは別に添付しておりますのでご覧ください。

「雇用調整助成金」につきましては、当初は、観光業、それに付随する観光バス等を念頭に特例措置を開始しておりましたが、その後のイベント等の自粛要請、小中高の休校・休業に伴ってあらゆる産業分野で影響を受けております事業所の方々には、できる限り雇用維持を図って頂くこと、コロナウイルスへの対応による経営への影響については、これらの助成金を活用して頂いて、経済活動が衰退を招かないようにして頂きたいとご紹介させて頂いております。

また、「小学校休業等対応助成金」でございますが、小学校等の休校に伴い労働者である保護者が休みを取らなくてはならない状況が出ており、これに対して設けられた助成金でございます。詳細につきましては、おって厚生労働省から発表があると聞いておりますので、この2つの助成金に加えて、労働時間の短縮を行った事業主に対する助成金等も設けられております。福岡労働局のホームページにコロナ関連情報を一括して掲載しておりますので、ご覧頂きたいと思います。ホームページには、

今お配りしているリーフレットでございますが、事業主・労働者向けの支援を行っている機関、私ども労働局のほか、県・市など対策を行っている機関の連絡先も併せて掲載しておりますので、ご活用頂ければ幸いです。山口労働局においても同様の対応を行っておりますので、ご活用をお願いします。

挨拶が長くなりましたが、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(鐘ヶ江雇用指導開発係主任)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております資料の1ページに委員名簿を付けておりますので御覧いただきたいと思えます。それでは私の方からこの名簿順に沿ってご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、ご面倒ではございますがその場でご起立いただきますようお願い申し上げます。

まず公益代表委員5名です。部会長、渡邊委員でございます。

同じく疋田委員でございます。

同じく福田委員でございます。

なお、福田委員につきましては、本日、体調不良ということで、今朝、ご欠席のご連絡を頂いております。

同じく大竹委員でございます。

同じく萩原委員でございます。

続きまして労働者委員5名です。法本委員でございます。

同じく津々見委員でございます。

同じく山田委員でございます。

同じく富吉委員でございます。

同じく草本委員でございます。

続きまして使用者代表委員5名です。野畑委員でございます。

同じく徳光委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

同じく小谷委員でございます。

同じく米田委員でございます。

続きまして専門委員3名です。吉元委員の代理の阿部港運課長様でございます。

同じく辻委員の代理の東田港営部長様でございます。

同じく杉田委員でございます。

みなさまご協力ありがとうございました。

続きまして、議事次第の4、部会長あいさつになります。

各委員のみなさまにおかれましては、昨年9月末の任期満了に伴いまして、委員の交代の手続きを行わせて頂きました。今回の交代に伴い公

益委員の5名のうち4名が新任となりましたので、部会長につきましては、前回より引き続き公益委員にご就任頂いております渡邊委員に、事務局より部会長へのご就任を依頼させて頂き、ご承諾を頂戴したところでございます。それでは、渡邊部会長、ご挨拶をお願いいたします。

(渡邊部会長)

関門港湾労働部会長を拝命いたしました渡邊でございます。

部会委員の皆様方並びに関係者の方々におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策等で御多忙のところ、本日の部会に御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

近年、港湾労働を取り巻く環境については、皆様御承知のとおり、規制改革の影響、近代的荷役の進展、波動性への対応等大きく変化しているところであります。

このような中で港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については改善が進みつつあるものの、若年労働者の確保・育成など、なお改善すべき状況にあり、雇用秩序を維持したうえで、抱える諸問題を解決していくためには、平成31年度から施行された「港湾労働法」及び「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要でございます。

本日は、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、港湾労働の

状況及び雇用秩序維持関係の取組について事務局から説明いただき、その後皆様方の御意見、御質問を頂戴したいと考えております。

初めての議事進行で、不慣れな点があろうと思いますが、皆様方の御配意により部会の議事が円滑に行われますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(鐘ヶ江雇用指導開発係主任)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますので、お手元の資料のご確認をお願いいたします。渡邊部会長、進行をよろしく願いします。

(渡邊部会長)

ではよろしく願いいたします。

議事に入る前に、本日の部会の傍聴希望者が5名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

【委員の了解を得る】

では異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題の（１）「議事録署名委員の指名」でございます。

運営規定の第６条に「部会の議事録については部会長及び部会長の指名した委員及び臨時委員２名が署名するものとする」とされておりますので、私のお他委員２名を指名させていただきます。

労働者代表の法本委員と使用者代表の野畑委員にお願いしたいと存じたいが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

では、承認を受けましたので、法本委員、野畑委員よろしくお願いたします。

続きまして議題の（２）「港湾雇用安定等計画の施行状況について」事務局よりご説明をお願いします。

（吉田職業対策課長補佐）

福岡労働局職業安定部職業対策課長補佐の吉田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題２の「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩序維

持関係の取組について」の2点につきましてご説明申し上げます。

それでは、議題2の「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩序維持関係の取組について」の2点につきましてご説明申し上げます。

現在の港湾雇用安定等計画については、先ほどからも出ていますように、平成31年度から始まっております。これからご説明する内容は平成30年度と、平成31・令和元年度の12月までにおける港湾雇用安定等計画に基づく施行状況についてご説明します。

なお、年度につきましては、平成30年度は「30年度」、平成31・令和元年度は「元年度」と省略して説明させていただきます。

配布資料をご覧ください。

まず2ページに本部会の委員名簿、3ページから4ページに本部会運営規定、5ページに福岡地方労働審議会の委員名簿、6ページから9ページに審議会運営規定及び10ページから12ページに地方労働審議会令を載せております。この部分に関する説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧になってください。

次にお手元の資料13ページをご覧ください。

これは「6 港湾労働者派遣事業許可事業所の状況」をまとめた表でございまして、元年12月末現在の関門港における港湾労働者派遣事業

ごとの許可事業所数を計上したものであります。

上段には港湾労働者派遣事業ごとの許可事業所数、下段には港湾労働法適用事業所数を記載しております。全体としましては、下段の港湾労働法適用事業所のうち、港湾労働者派遣事業の許可を受けている事業所数、その許可を受けた事業を示した一覧となります。

まず、下段の港湾労働法適用事業所数については、元年12月末現在で、八幡港の事業所が30年度から1減となっております。

次に、上段の港湾労働者派遣事業所数を見てまいります。

門司港は事業許可数15件・実事業所数13事業所、小倉港は事業許可数7件・実事業所数6事業所、若松港は事業許可数8件・実事業所数も8事業所、戸畑港は事業許可数3件、実事業所数も3事業所、八幡港は事業許可数5件、実事業所数も5事業所となっており、北九州港全体で事業免許数は38件、実事業所数は35事業所となっております。これは30年度から増減はありません。

この合計欄・実事業所欄については、1事業所において複数の派遣事業許可を受けている場合に差が出ているものです。また、下関港で事業許可数は1件、実事業所数も1事業所となっており昨年度から増減はありません。関門港全体では港湾労働者派遣事業の許可件数は38件、実事業所数は35事業所であり、30年度と同じでございます。

なお、参考までに全国の30年度の港湾労働法適用事業所数は、998事業所であり、関門港では80事業所は、全国の約1割弱（8%）となります。

また、港湾労働法適用事業所に占める派遣事業許可事業所の割合については、30年度の全国が28.5%（284派遣許可事業所／998適用事業所）に対し、関門港は45.0%（36派遣許可事業所／80適用事業所）となっており、関門港における港湾労働法適用事業所に占める派遣事業許可事業所の割合は全国より約16%高くなっております。

次に14ページをお願いします。

「7 関門港における港湾労働者就労状況」についてご説明いたします。

なお、今後説明いたします資料につきましては、関門港の管轄である下関公共職業安定所、八幡公共職業安定所若松出張所及び小倉公共職業安定所門司出張所港湾労働課から毎月受けている各種報告を基に作成しております。

港ごとの企業常用、派遣労働者及び日雇労働者の就労延数について、上から、26年度から30年度については各年度の平均値を、元年度については、4月から12月までの平均値を計上し、また、その下段には30年度については月ごと、元年度についても、同様に12月までの月

ごとの状況を計上しております。

なお、平均値でございますので、小数点以下の端数処理の関係上、各港の合算と合計とが一致しない場合がございますことをあらかじめご了承ください。

まず、港湾労働者全体の就労延数でございますが、数字が小さく見えづらいと思いますが、ご了承ください。

29年度の平均値と30年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港は-115、門司港は-222、小倉港は-30、若松港は+31、戸畑港は-145、八幡港は-721であり、関門港全体では、-1203で、2.7%の減少となっております。

また30年度の平均値と元年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港は-110、門司港は-232、小倉港は+14、若松港は-282、戸畑港は+116、八幡港は-528であり、関門港全体では、-1021で、2.3%の減少となっております。

次に企業常用の港湾労働者の就労延数でございますが、29年度の平均値と30年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港は-91、門司港は-206、小倉港は-12、若松港は+65、戸畑港は-145、八幡港は-657であり、関門港全体では、-1046、約2.4%の減少となっております。

また、30年度の平均値と元年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港は-124、門司港は-325、小倉港は+51、若松港は-315、戸畑港は+116、八幡港は-597であり、関門港全体では、-1193、約2.8%の減少となっております。

続きまして、派遣労働者の平均就労延数について、ご説明致します。

29年度の平均値と30年度の平均値を港ごとに比較しますと、下関港は-9、門司港は-21、小倉港は-1、若松港は+15、戸畑港は+-0、八幡港は-2であり、関門港全体では、-17、約3.0%の減少となっております。

また、30年度の平均値と元年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港は-6、門司港は-34、小倉港は-24、若松港は-11、戸畑港は+-0、八幡港は-25、関門港全体では-100、約17.9%の減少となっております。

派遣労働者の平均就労延数は平成24年度をピークに、それ以降は減少傾向にあるところでしたが、平成29年は微増、平成30年度以降は大幅な減少となっております。

続きまして、日雇労働者の平均就労延数について、

29年度の平均値と30年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港は-16、門司港は+4、小倉港は-17、若松港は-49、戸畑港は

+-0、八幡港は-62、関門港全体では-139、約10.0%の減少となっております。

また30年度の平均値と元年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港は+20、門司港は+127、小倉港は-14、若松港は+44、戸畑港は+-0、八幡港は+94、関門港全体では+271、約21.7%の増加となっております。

日雇労働者の就労延数につきましては、24年度以降は減少し、平成28年から再び増加傾向にあるところでしたが、30年度にいったん減少、元年度12月現在では、再び大幅に増加しています。

以上、関門港における港湾労働者の就労状況を各雇用形態における就労延数との関係で見ますと、就労延数全体は、26年から元年度について、減少の傾向があるなかで、

26年度から27年度は、企業常用は減少、派遣労働者と日雇労働者は微減、27年度から28年度は、企業常用は減少、派遣は減少、日雇労働者は微増、28年度から29年度は、企業常用が減少、派遣と日雇労働者が増加、29年度から30年度は、企業常用、派遣、日雇と全てにおいて減少、30年度から元年度は、企業常用と派遣が減少、日雇労働者が増加しているところです。

次の15ページをご覧ください。

これは14ページの表を基に、年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したのですが、26年度以降は関門港全体の平均就労延数は、減少傾向となっております。

続きまして16ページをご覧ください。

「8 関門港における日雇労働者就労状況」についてご説明いたします。これは、先ほどご説明した14ページの日雇労働者就労延数の内訳について、「安定所紹介」、「直接雇用」を分けて計上したものでございます。表右の「直接雇用」の港ごとの29年度平均値と30年度平均値について比較しますと、下関港は-3、門司港は+4、小倉港は-17、若松港は-49、戸畑港は+10、八幡港は-62であり、関門港全体では-128、約9.6%の減少となっております。

また、30年度の平均値と元年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港は+3、門司港は+127、小倉港は-17、若松港は+44、戸畑港は+10、八幡港は+94であり、関門港全体では+254、約21.0%の増加となっております。

次の17ページをご覧ください。

年度ごとの日雇労働者の平均就労延数をグラフで表したのですが、26、27、28、29年度は微増傾向、30年度は減少、元年度12月末までは再び増加しているところでございます。

次に18ページをご覧ください。

30年度「9-① 常用港湾労働者就労状況調」でございます。

港湾運送の業務に従事される常用労働者の方につきましては、氏名や期間などをハローワークに届け出ていただきまして、ハローワークはこの常用港湾労働者の方に港湾労働者証を交付し、労働者は携帯することとされているところですが、この常用港湾労働者の就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。

25年度から29年度は各年度別の月平均を、30年度は各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。次の19ページは、下関港、関門港全体について表にしたものであります。

18ページに戻りまして、29年度の平均就労日数を、30年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均20.9日で前年度の18.4日と比べると2.5日増加しております。小倉港は14.9日で前年度と比べ0.2日減少しております。若松港は13.9日で前年度と比べると0.5日増加しております。戸畑港は21.8日で前年度と比べ0.3日増加しております。八幡港は14.2日で前年度と比べると0.3日減少しております。北九州港では16.2日で前年度と比べ0.6日増加しております。

19ページに移りまして、

下関港は16.5日で前年度と比べると0.3日減少しております。

関門港全体でみると平均就労日数は16.2日で前年度と比べ0.5日増加しております。

次に20ページの9-②をご覧ください。

こちらは元年12月までの「常用港湾労働者就労状況調」でございます。先ほどの説明と同じように就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。26年度から30年度は各年度別の月平均を、元年度は12月までの各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。次の21ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。

20ページに戻りまして、元年度の平均就労日数を、30年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均19.3日で前年度の20.9日と比べると1.6日減少しております。小倉港は14.1日で前年度と比べると0.8日減少しております。若松港は12.9日で前年度と比べると1.0日減少しております。戸畑港は22.0日で前年度と比べると0.2日増加しております。八幡港は14.0日で前年度と比べると0.2日減少しております。北九州港では15.4日で前年度と比べ0.8日減少しております。

21ページに移りまして、下関港は16.3日で前年度と比べると0.

2日減少しております。関門港全体でみると平均就労日数は15.5日で前年度と比べ0.7日減少しております。

次に22ページをご覧ください。

「10-① 常用港湾労働者数の推移」でございます。ここでいう常用港湾労働者数は、ハローワークが交付いたしました港湾労働者証の枚数をカウントしたものであり、各月末現在での在籍者を示しています。常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を内数で計上しております。対して、先ほど見ました9-①、9-②は、常用港湾労働者の各月末現在での就労実人員、就労のべ日数を示したものになります。25年度から29年度までは、各年度末現在の港湾労働者証所持者数を、30年度は各月末の数を計上しております。

24ページにおいて、29年度末と30年度末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,409人から3,410人でマイナス1人となっております。各港別に29年度末と30年度末を比較してみますと、門司港は+12、小倉港は-2、若松港は+21、戸畑港は-8、八幡港は-36、下関港は+12となっております。常用港湾労働者数と同様に派遣対象労働者数を29年度末と30年度末の数で比較してみますと、関門港全体では1,120人から1,137人で+17人となっております。各港別に29年度末と30年度末を比較してみますと、門司

港は+20、小倉港は-6、若松港は+17、戸畑港は-6、八幡港は-6、下関港は+0となっております。

次に23ページをご覧ください。23ページ左側に関門港全体の常用港湾労働者数の推移を25～29年度は年度ごと、30年度は月ごとに棒グラフにしたものを、右側には30年度末の関門港全体に対する各港の常用労働者数の割合を円グラフにしたものを載せています。参考までに後ほどご覧ください。

24ページも22ページ同様「10-② 常用港湾労働者数の推移」について、元年度12月末までの数を計上しております。30年度末と元年度12月末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,409人から3,357人で-52人となっております。

各港別に比較してみますと、門司港は-14、小倉港は+34、若松港は-10、戸畑港は+3、八幡港は-58、下関港は-5となっております。

また、22ページ同様、常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を30年度末と元年度12月末の数で比較してみますと、関門港全体では1,137人から1,089人でマイナス48人となっております。各港別に比較してみますと、門司港は-8、小倉港は-4、若松港は-14、戸畑港は+0、八幡港は-22、下関港は+0、とな

っております。25ページも23ページ同様グラフを掲載しておりますので、参考までに後ほどご覧ください。

26ページから27ページにつきましては、「11-① 港湾労働者派遣状況一覧」となっております。26ページは「30年度」、27ページは「元年度12月末の状況」について、「派遣締結数」及び「日雇労働者雇用数」をそれぞれ計上しております。また、「日雇労働者雇用数」については、「安定所紹介」と「直接雇用」に分けて各港別に計上しております。なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

27ページでご説明いたします。港湾労働法では、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としておりますところ港湾運送の波動性に対応した企業外労働力につきましては、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされているところでございます。

各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、29年度は3,777、30年度は3,528となっており、差し引き-249。小倉港におきましては、29年度は1,628、30年度は1,622となっており、差し引き-6。洞海港におきましては、29年度は1,271、30年度は1,429となっており、差し引き+158。

下関港におきましては、29年度は253、30年度は129、差し引きは-124となっております。

次にページ右の欄をご覧ください。

センター派遣あつ旋申込を行う港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず、あつ旋が不調に終わるなど必要な労働力を確保できない場合には、安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められておりますが、その安定所の紹介数は、30年度は544となっており、29年度の673より-129で、23.7%の減少となっております。

ただ今安定所の紹介数をご説明申し上げましたが、安定所の適格な紹介が受けられない場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところでございます。手続きといたしましては、安定所に所定の届出をして頂いて日雇労働者の直接雇用が例外的に認められておりまして、表の一番右側、直接雇用数がその数になります。

30年度は14,454となっており、29年度の15,978より-1,524で、9.5%の減少となっております。

27ページ及び26ページの最下段をご覧ください。

元年度の派遣状況について4月～12月の状況を計上しております。

最下段の30年度12月末時点の合計と元年度12月末時点の合計を先ほどと同様に各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきまし

では、30年度2,692、元年度2,339となっており、差し引き-353。小倉港におきましては、30年度1,248、元年度1,002となっており、差し引き-246。洞海港におきましては、30年度1,095、元年度743となっており、差し引き-352。下関港におきましては、30年度119、元年度44となっており、差し引き-75となっております。

ページ右欄をご覧ください。安定所の紹介数は、元年度12月末時点で548となっており、26ページの30年度12月末時点の409より+139で、34.0%の増加となっております。

また、直接雇用数をみてみますと、元年度12月末時点は13,133、30年度12月末時点は11,144と、+1,989となっております。

派遣実績については、関係者の皆様のご協力により、一定の数字を残しているところでありますが、港湾雇用安定等計画では、港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める旨の項目がございます。今後とも港湾労働者派遣制度の積極的な活用について、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に28ページ、29ページに、30年度及び元年度12月までの「港

湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受状況」をまとめたものを掲載しております。平成29年度に人付きリースの事案が2件あっておりましたが、30年、元年度については12月末現在まで人付きリースの事案は発生していません。

続きまして、30ページから33ページは、港湾労働雇用秩序関係資料となっております。

30ページ「13-① 港湾労働雇用秩序関係資料」をご覧ください。

1 「立入検査、現場パトロールの実施状況」について、27年から元年までの5年分を計上しております。この数字は主に現場パトロールの数となっており、30年の実施回数は218回、実施事業所数は743事業所、元年の実施回数は207回、実施事業所数は572事業所となっており、引き続き、現場パトロールに取り組んでいるところでございます。

2 「事業所訪問指導の実施状況」につきましても同様に、27年から元年までを計上しております。事業所訪問指導は、現場パトロール等を行った際に、訪問指導を行う必要性のある事業所や事象が見受けられた場合に実施するものです。30年、元年は事業所訪問を行う事案は発生していません。

次に3 「雇用管理者の選任届の状況」です。

関門港におきましては、元年12月末現在、港湾労働法適用事業所79事業所、100%に選任していただいております。

また4「雇用管理者研修等の開催状況」です。26年度から30年度を計上しております。

続きまして、31ページ「13-② 港湾労働雇用秩序関係資料」をご覧ください。「共同パトロールの実施状況」です。共同パトロールは年2回実施しており、30年度は7月18日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月22日に、元年度は7月22日と11月18日に実施いたしました。内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、資料に挙げております各地区の岸壁をパトロールしたところであります。

なお、前回7月22日のパトロールの際に、下関地区において、フォークリフト作業員のヘルメットにワッペンが貼付されていない、または白色のワッペンを貼付していると思われる事案がございました。ご承知のとおり、平成30年度の港湾労働者証の一斉更新において、港湾労働者証の色分けが施行されております。そこでは、港湾運送事業法の許可及び届出を受けた事業所に雇用されている港湾労働者には従来の青色の港湾労働者証。それ以外の港湾労働者、いわゆる倉庫専門の事業者に雇用される労働者には黄色の港湾労働者証が交付されることになっていま

す。また、関門港では、ワッペン制度を導入しており、遠方からの視認性の確保等から、関門港では、従来の白色台紙ではなく、港湾労働者証の色分けに対応した青色台紙または黄色台紙のワッペンを、港湾労働者証の交付時に一緒に交付し、ヘルメットに貼付していただくこととしております。

本事案につきましては、下関公共職業安定所が事業所に対して訪問により現認し確認を行ったところ、ヘルメットの後部にあった白色のワッペンのようなものは、血液型等を表示しているものであり、青色のワッペンについては、ヘルメットの比較的頭頂部に近いところに貼付されていることを確認しております。

今後もワッペン貼付に係るパトロールにつきましては、管轄安定所において引き続き取り組むとともに、問題が見付かった事業所以外の事業所につきましても、あらゆる機会を捉えて周知徹底に取り組んで参ります。

32ページに移りまして、港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。

30年度と元年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

最後に33ページ、各会議開催状況であります。

まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会であります。30年度につ

きましては、31年2月5日に「第18回」を開催いたしまして、平成31年度から施行されております新しい港湾雇用安定等計画の策定に係るご意見を頂いたところでございます。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、30年度「第50回」は30年6月22日に開催いたしました。

元年度「第51回」については、元年7月2日に開催しております。

以上をもちまして「港湾雇用安定等計画の施行状況について」説明を終わらせていただきます。今後も管轄安定所を中心にパトロールや調査等を行い、港湾における雇用秩序維持に取り組んで参りますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、無いようでございますので、最後の議題に移りたいと思います。議題の(3)その他、これは特に議題を設けておりませんので、港湾労働対策に関するご意見とかご質問とかあればどのような内容でも結構です。ご意見ございますでしょうか。

それでは、無いようでございますので、本日の部会は、これで終了いたします。みなさんお疲れ様でした。